

地震・憲兵 火事・巡查

山崎今朝弥著

森長英三郎編



飄逸と反骨で知られ、一貫して民衆の弁護士であった山崎今朝弥(1877 - 1954)の痛快無比の奇文集。自伝的エッセイ集『弁護士大安売』と関東大震災時の朝鮮人虐殺事件等への批判の書『地震 憲兵 火事 巡查』等から新たに抜粋編集

した本書は、社会運動史の貴重な記録であり、特に関東大震災時の一連の虐殺事件を助長した官憲を痛罵した表題作は圧巻である。



青 160-1
岩波文庫

地震・憲兵・火事・巡査

1982年12月16日 第1刷発行 ©

1984年5月16日 第4刷発行

定価 450 円

著 者 やまざき 山 崎 今 朝 弥

編 者 もりなが 森 長 英 三 郎

発 行 者 緑 川 亨

〒101 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5

発 行 所 株式会社 岩 波 書 店

電話 03-265-4111

振替 東京 6-26240

印刷・法令印刷 製本・桂川製本

落丁本・乱丁本はお取替いたします

Printed in Japan

岩 波 文 庫

33-160-1

地震・憲兵・火事・巡査

山崎今朝弥著
森長英三郎編



岩 波 書 店



晩年の山崎今朝弥

凡 例

一、本書は、明治・大正・昭和の三代にわたって「社会主義の弁護士」として活躍する一方、「米国伯爵」を自称するなど飄逸・諧謔で、奇文を書き、奇言・奇行に富んでいた山崎今朝弥の奇文を、主に『弁護士大安売』（聚英閣刊、大正十年）、『地震憲兵火事巡查』（平民大学刊、大正十三年）等より選んで新たに編集した選集である。

一、本書は、内容により七篇に分けた。各篇の内容および出典については「編者まえがき」参照。

一、本書の底本には、前記の『弁護士大安売』、『地震憲兵火事巡查』等を用い、読みやすくするため、以下のような整理を行った。

一、仮名遣いは新仮名遣いに改めた。

一、其、此、且、雖、於など一部の漢字を平仮名に改めた。

一、底本に付されている振り仮名の一部を残し、また読みにくい語・読み誤りやすい語には適

宜新たに振り仮名を付した。

一、送り仮名や句読点を一部整理した。

一、本文中、「」内は編者による補足。なお長いものには注番号(1)(2)……を付し、編注として巻末にまとめた。

一、文末にあって日付けを示すものは左記のように直した。

六、九、一五↓大正六年九月一五日

一、明らかな誤記・誤植と思われるものは訂正した。

一、本文中に差別用語とみられるものがあるが、歴史上の文献であり、かつ著者は差別する意思で使用したものではないとみたので、原文のとおりとした。

編者まえがき

本書の内容について、各篇別に以下簡単にふれる。

1 自 伝

この篇は『弁護士大安売』からとった。

「自伝」は、奇文を書き、奇行に富む社会主義の弁護士山崎今朝弥の奇文中でも、もっともポピュラーなものであり、こんなものを公表することも、また奇行であるといえよう。逆賊西郷隆盛と大逆事件をならべて、反骨の士であることを示した。百万弗は嘘、米国伯爵はもちろん、アメリカでも日本でも博士号をとっていないのに「其他色々」博士の肩書までもつけて、人を食っている。

「自分の性質を白状す」を読むと、山崎の奇文や奇行は、生来的なものであることがわかる。一族のもつ諸諺・反語は、そのまま山崎の文章でもある。その他この篇には、弁護士になる前

の山崎の奇行などが出ている。

Ⅱ 弁護士大安売

この篇は『弁護士大安売』からとった。

「弁護士となった動機」は、なにかのアンケートにたいする回答であろうが、実に簡潔な文章である。そして一字一句をていねいに読むときは、無限の味がでてくるのが、山崎の文章の特色である。

「弁護士大安売」では、山崎が弁護士を開業してから二、三年間に、実際に新聞などに出した広告文が出ている。当時は、弁護士の広告は、品位を保持するかぎり自由であったが、この広告は、品位をけがすものとして問題となった。しかし山崎は、「借金取り退治法」の例にみるような奇行をもって、はねかえしたのであろう。

Ⅲ 東京法律所を去り、平民法律所に入り、上告専門所を興し、実費特許所を始めた理由
このながいタイトルは、加藤時次郎の個人誌『生活の力』第六号臨時増刊「平民法律」号（一九一七年二月）所載のタイトルである。『弁護士大安売』所載のものと重複する分は、両者

を対照した。「上告専門所略則」以降は『弁護士大安売』からとった。

山崎の発意で、友人弁護士と、わが国では最初の合同法律事務所を創設した。しかし山崎の奇行と社会主義者が出入りすることを、紳士である友人弁護士がきらうので、三年後に脱退して平民法律所をつくった。その間の経過を書いたものである。山崎は合同法律事務所では上告部主任となり、その後も上告を得意とし、破毀率は群を抜いていた。「版權所有新年の辞」は、山崎が発明した、反語・韜晦の新型である。

Ⅳ 平民大学圧迫事件

この篇は『弁護士大安売』からとった。

山崎は一九一七年五月、平民法律所の看板とならべて、平民大学の看板を掛けた。学生(学者Ⅱ学ぶ者)は個人雑誌『平民法律』の読者を指している。山崎の空想から生まれた架空の大学である。一九一九年八月の平民大学主催夏期講演会は、三田警察署の妨害により、荒れた。ただでは引下がれないと、当時の三田警察署長を被告として名誉回復の訴訟をおこした。訴状も準備書面も奇文でつづられており、実際に裁判所へ出された。

V 尾行事件の保釈願

この篇のうち、「尾行事件の保釈願」から「名誉回復訴状」までは、大杉栄『悪戯』いたずら（アルス刊、一九二一年）に収録されており、それと『弁護士大安売』収録のものとを対照した。その他のものは『弁護士大安売』によった。

「牧野所長答弁書」は、答弁書の形を借りて批判した戯文であるが、その他の告発状、大杉栄に関する四つの書類、人権蹂躪訴状、立小便事件の書類は、実際に裁判所へ提出されたものである。「馬鹿判決」の正体」は、出版法によるものを「馬の分」とし、新聞紙法によるものを「鹿の分」とし、合わせて「馬鹿」となる判決批評の新趣向である。もし判事の氏名を記載したら、弁護士懲戒で訴追されたであろうが、判事名を略して逃げるところが山崎流である。なお被告人大石七分は西村伊作の弟、大逆事件で刑死した大石誠之助の甥である。

VI 山崎今朝弥懲戒裁判に付せらる

この篇は『地震憲兵火事巡査』の「本編」から引用の判決文や新聞記事を取り去って編集したものである。山崎はいつも逃げ道を用意して奇文を書いているのであるが、それにもかかわらず丹悦太事件では、奇文上告趣意書により懲戒裁判に付された。山崎は、大説と小説との区

別を知らないが、自分で大説という度胸はないので小説と遠慮するといい、「コレは僕の小説であり、創作であり、処女作である」としたものである。

Ⅵ 地震・憲兵・火事・巡査

この篇は、「この子この親」以外は、『地震憲兵火事巡査』の「前編」からとった。関東大震災は、朝鮮人殺し、亀戸事件、大杉栄ら虐殺という三つの忘れることのできない事件を残した。山崎は同時代人として、批判的にこれらの事件を観察している。したがってこの篇は、奇文というよりも資料的価値のたかいものとされている。朝鮮の独立に賛成している点など、この時代によく活字になったものである。「この子この親」は『原始』一九二六年八月号から発掘した。

目 次

凡 例	五
編者まえがき	七
Ⅰ 自 伝	一七
自伝〔二九〕	
自分の性相観〔三〇〕	
「自分の性質を白状す」〔三三〕	
人智の発達に伴う法律規則解釈方の進化について〔三六〕	
公判廷を逃げ出した	
検事閣下〔三九〕	
この母にこの子あり朧月夜〔四〇〕	
汽車の飛乗り〔四二〕	
神様と私〔四三〕	
Ⅱ 弁護士大安売	三三

弁護士となつた動機〔三七〕 弁護士大安売〔三八〕 借金取り退治法〔四七〕
 年賀状〔四八〕 結婚通知書〔五〇〕 ツンボ哲学〔五二〕 危険人物の弁解に
 あらず〔五三〕 題なし〔五五〕 廃業、万両の弁解にあらず〔五八〕

Ⅲ 東京法律所を去り、平民法律所に入り、上告専門所を興し、実費特許所を始めたる理由

.....六二

東京法律所を去り、平民法律所に入り、上告専門所を興し、実費特許所を
 始めたる理由（一 去るの記 二 入るの記 三 興すの記 四 始めるの記）
 〔六三〕 上告部通信〔七〇〕 敢えて天下憂国の士に訴う〔七二〕 平民法律
 所の性質〔七三〕 『平民法律』並びに平民法律所広告〔七五〕 上告専門所
 略則〔七六〕 君と僕〔七八〕 社 告〔八三〕 第三種郵便物認可申請〔八五〕
 急 告〔八八〕 謹 告〔八九〕 無責任広告〔九〇〕 法律顧問所設立趣旨
 〔九三〕 広告勧誘文〔九三〕 端書の書き方〔九五〕 寄せ鍋〔九八〕 版權 新年の
 辞〔一〇〇〕 年頭の感想（大正八年）〔一〇三〕 当所 民主主義と自由主義〔一〇三〕
 旗印
 被告人見舞状（一）〔一〇五〕 被告人見舞状（二）〔一〇六〕 改心広告〔一〇七〕

Ⅳ 平民大学圧迫事件……………一〇九

平民大学令(二三) 平民大学令詳解(二三) 広告記事の取消文(二七)
 右の記事法律講義(三〇) 官庁注文書・人民命令書(二三) 平民大学夏
 期講習会規則(二三) 大臣招待状(二四) 三田警察掛合書(三五) 平民
 大学圧迫事件(二六) 講師招待状(二六)

Ⅴ 尾行事件の保釈願……………一三七

私立大日本政府(二三) 私は既に滅亡せる大日本帝国と更に関係がない
 (二四) ホン乃木家とウソ乃木家(二四) 牧野所長答弁書(二四) 治安
 警察法第十七条(二四) 刑法俗論(二五) 北里博士告発状(二五) 新米
 弁護士の失敗(二五) 「馬鹿判決」の正体(二六) 尾行事件の保釈願
 (二六) 保釈歎願書(二六) 告訴状(二六) 名誉回復訴状(二七) 日
 比谷警察人権蹂躪訴状(二七) 立小便事件(二八) エロセンコ事件の建
 白書(二八) 労働主と資本者(二八) いわゆる男根事件の珍裁判(二七)